

《 一般名処方に対するご理解のお願い 》

一般名（有効成分）にて処方することにより、調剤薬局は、同じ有効成分の商品群の中から、自分の薬局に、今現在、在庫がある商品にて調剤することが可能になります。

昨今、医薬品の供給が不安定な状況が続いていますが、このような状況下でも、多くの方々に適切に医薬品が行き渡るようにするため、供給・在庫状況に応じた調剤を可能にする“一般名処方”が厚労省によって推奨されています。

当クリニックでも、厚労省の推奨・指導に基づき、一般名にて処方箋を発行致しますので、ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

～ 一般名処方の趣旨につきましては十分に説明させていただきますので、
ご不明な点は、医師又は受付事務員にお気軽にお尋ね下さい ～